

令和7年第6回農業委員会総会会議録

令和7年第6回船橋市農業委員会総会を6月6日午後3時船橋市役所本庁舎分室3階会議室1に招集する。

出席委員（14人）

石山 幸男	齋藤 教子	金子 しのぶ	豊田 豊	長嶋 雄一	小川 晃	平野 恵昭	神山 茂樹
高橋 光一	藤家 雅子	藤平 尚志	宍倉 由紀雄	藤城 孝義	岡庭 一美		

農地利用最適化推進委員（2人）

齋藤 英幸	白井 廣司
-------	-------

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第6回農業委員会総会を開催いたします。
	事務局、傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。
	8番神山 茂樹委員と10番藤家 雅子委員の両名にお願いいたします。
	それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。
	局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から2を上程いたします。
議長	本議案につきまして、小川審査班長の報告を求めます。

小川審査班長

それでは、今月3日、宍倉 由紀雄委員、齋藤 英幸推進委員とともに審査しましたので、審査班としての所見を申し上げます。議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。

議案第1号の1につきまして、薬円台に在住の譲受人が、当該農地を売買により取得し、新規就農を図るもので

農業従事者は2名、従事日数は350日、農機具を一式保有しております。

続きまして、議案書2ページ、地図1ページと3ページをご覧ください。

議案1号の2につきまして、八千代市に在住の譲受人が、当該農地を売買により取得し、農業経営拡大を図るもので

農業従事者は2名、従事日数は310日、農機具を一式保有しております。

以上、2議案につきまして、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきだと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の3を上程いたします。

議長

本議案につきまして、金子審査班長の報告を求めます。

金子審査班長

それでは、今月3日、高橋 光一委員、白井 廣司推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図4から6ページ、参考資料・農地所有適格法人の要件（4つの要件）をご覧ください。

議案第1号の3につきまして、緑台に本社を置き、農地所有適格法人、いわゆる農地を所有できる法人になるための4つの要件、1、法人形態、2、事業内容、3、議決権、4、役員要件の全てを満たすと考えられる譲受人が、当該農地を賃借し、農業経営の拡大を図るもので

	農業従事者は3名、従事日数は550日、農機具を一式保有しております。
	以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われます。
議長	ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。
	豊田委員。
豊田委員	毎回のごとく質問が出ますが、今回のこの畠で何を作るのですか。
金子審査班長	焼酎のためのサツマイモです。
高橋委員	成田の会社に芋を持っていき、醸造しているとのことです。
議長	よろしいですか。
豊田委員	分かりました。
議長	ほかに、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
	本件につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。
	局長。
局長	農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から5を上程します。
議長	本議案につきまして、金子審査班長の報告を求めます。
金子審査班長	それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。
	議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。
	議案第2号の1につきましては、造園工事業を営む譲受人が、既存の資材置場及び駐車場が手狭となったため、利便性の高い当該地を

取得し、資材置場及び駐車場として整備するものです。

申請地は田で、隣接地は宅地及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲には鋼板と単管パイプ柵を施工し、また、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

資力については、証明書等で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、集団的農地としておおむね 10 ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第 2 種農地と判断します。

続きまして、議案書 3 ページ、地図 10 から 12 ページをご覧ください。

議案第 2 号の 2 から 5 につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

議案第 2 号の 2 から 5 につきましては、建築工事業を営む譲受人が、現在使用している既存施設に隣接する当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

申請地は田で、隣接地は田、雑種地及び用悪水路となっており、整備にあたり周囲には土留めを施工し、また、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者への事業計画を説明済です。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、集団的農地としておおむね 10 ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第 2 種農地と判断します。

以上、5 議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長

議長

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第3号の1から2を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第3号につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

議案書は4ページです。

1につきましては、三山に在住の申請人の夫が令和6年12月に死亡したことにより、耕作農地5筆、計9,640平方メートルのうち、生産緑地である三山3丁目及び7丁目の畠2筆、計2,879平方メートルのうち、2,874.66平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

2につきましては、豊富町に在住の申請人の父が令和6年8月に死亡したことにより、豊富町の畠及び現況畠の雑種地2筆、計8,928.21平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

以上、2議案につきましては、事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがいまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

局長。

局長

議長

事務局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第4号の1から3を上程いたします。

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

議案第4号は生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。

議案書は5ページです。

1につきましては、前貝塚町に在住の農業従事者が、「農業に従事することを不可能にさせる故障」が生じたことにより、生産緑地の指定を受けている前貝塚町の畠12筆、計3,669.62平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

2及び3につきましては、前原東に在住していた農業従事者が令和7年2月に死亡したことにより、当該土地の相続人から、耕作地3筆、計2,903平方メートルのうち、2は生産緑地の指定を受けている前原東3丁目の畠1筆、921平方メートルについて、3は生産緑地の指定を受けている前原東2丁目の畠2筆、計1,982平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

以上、3議案につきましては、事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく、農業の主たる従事者であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって認定することに決しました。

局長。

局長

農用地利用集積等促進計画案の意見について、議案第5号の1を上程いたします。

議長

事務局

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

議案第5号につきましては、農用地利用集積等促進計画案についてでございます。

議案書は6ページです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、市は農地中間管理機構の求めに応じて農用地利用集積等促進計画の案を作成する場合、農業委員会の意見を聞くものとされており、また、同条第4項の規定において、市は農業委員会の意見を聴いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を農用地利用集積等促進計画の案に添付して、農地中間管理機構へ提出する必要があることから、市長から農業委員会の承認をいただきたい旨の依頼がありました。

本件は、三咲町の畠4筆及び大穴町の畠2筆、計19,406平方メートルに賃借権10年を新規に設定するものです。

事務局において、借り手の経営状況等を確認、調査した結果、計画を承認することが適当であると思われます。

なお、過去の事例が少ない一般法人への賃借権等の設定となりますので、補足説明いたします。

今回の「農地中間管理機構から権利の設定を受ける者」は、建設機械や事務所の備品、運搬用の器材、介護福祉用具等、幅広くレンタル事業を営む法人ですが、平成30年より農福連携農園の運営を事業化しており、現時点において、全国で6農園、合計58,074平方メートルの農福連携農園の運営を行っております。

当該法人は、埼玉県狭山市において認定農業者を取得しており、全国の農園も農地法3条や農業経営基盤強化促進法において、借り受けております。

なお、仮に計画どおりに事業が実施されない場合、解除条件付の契約が農地中間管理機構との間に締結される予定であることから、繰り返しになりますが、事業計画を決定することが適当であると思われます。

以上です。

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農用地利用集積等促進計画案として、意見がないものとして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。全員一致であります。よって認定することに決しました。

局長。

局長 都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定について、議案第6号の1を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第6号につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定についてでございます。

議案書は7ページです。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、市は農業委員会の決定を経て、都市農地の貸借権等の設定に係る事業計画の認定をすることとされています。

このため、市長から事業計画を認定するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

該当地は、生産緑地である上山町2丁目の畠1筆、624平方メートルに使用貸借による権利5年を新規に設定するものです。

事務局において、事業計画について確認、調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適当であると思われます。

なお、本件につきましても、過去の事例が少ない一般法人への生産緑地に対する貸借権等の設定となりますので、補足説明いたします。

今回の「権利設定を受ける者」は、市川市で障害のある児童への放課後等デイサービスや児童発達支援を行っているNPO法人であり、当該施設の利用者に向けて、農福連携の場を提供することを目的として、農地を借り入れるものです。

今回は先ほどご説明したとおり、都市農地の貸借の円滑化に関する法律により、生産緑地を借り受けるものです。

同法の主旨は、「都市農地は都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、都市住民等の農作業体験・学習・交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等の多様な機能を有していることから都市にあるべきもの」とされており、そのような現状において、「農業従事者の減少や高齢化が進展する中、こうした機能が適切かつ十分に発揮されるためには、事業計画の認定の要件を満たせば、たとえ農地台帳に掲載されていない新規就農者や企業等であっても、

幅広い方が農地を借り受けることで、都市農地の有効な活用が図られることが重要である」とされております。

今回、「権利設定を受ける者」から農水産課へ提出された事業計画は、同法の要件を満たしており、仮に計画どおりに事業が実施されない場合、解除条件付の契約が農地所有者との間に締結されていることから、繰り返しにはなりますが、事業計画を決定することが適當であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

高橋委員。

高橋委員

さきほどの議案でも、農福連携農園、6か所を経営している埼玉の会社がありますよね。

船橋市にも高根町にそれと同じようなことをする、障害者を雇用する農園があったかと思いますが、ああいう会社が、農福連携の農園ということなんでしょうか。

議長

事務局。

事務局

先ほどの議案の中間管理事業の企業におきましては、障害のある方を直接農園で雇い入れて、就業の場を提供するというところに重きを置いております。

今回の議案に関しましては、先ほどご説明させていただいた障害のある児童の放課後等デイサービスや、児童発達支援を行っているNPO法人ですので、実際に通所している利用者に向けた農作業の体験の場、そういう目的としていると伺っております。

以上です。

議長

高橋委員、よろしいですか。

高橋委員

はい。

議長

ほかにご意見、はい、金子委員。

金子委員

使用料は発生しないですか。

事務局

今回の申請書等にそういうことを確認する要件がございませんので、事務局では確認は取っておりません。

金子委員

議長

局長

分かりました。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、採決いたします。

本議案につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

事務局より、報告事項が 7 件ございます。

まず、初めに、報告事項（1）、議案書は 8 ページから 11 ページになります。農地法第 4 条届出に係る受理通知書の交付について、4 月中に 18 件の届出を受理いたしました。

続きまして、報告事項（2）、議案書は 12 ページから 15 ページになります。農地法第 5 条届出に係る受理通知書の交付について、4 月中に 21 件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（2）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（3）、議案書は 16 ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、3 件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項（4）、議案書は 17 ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、2 件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項（5）、議案書は 18 ページになります。農地の転用事実に関する照会について、2 件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（6）、議案書は 19 ページになります。農地の埋立等工事完了届出書の受理について、1 件の届出書を受理いたしました。

最後に、報告事項（7）、議案書は 20 ページになります。生産緑地地区における行為の制限の解除について、2 件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

報告は以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。(午後3時30分)

次に、事務連絡がございます。

次長

事務連絡

議長

次に、農地利用最適化推進委員連絡協議会会長より、報告事項がございます。

連絡協議会会长

報告事項

議長

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

農政小委員長

連絡事項

議長

次に、農委だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。

農委だより委員長

連絡事項

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後3時40分第6回農業委員会総会の閉会を宣言した。